

取引説明書
店頭外国為替証拠金取引
～EZ Deal (イージーディール)～

EZ インベスト証券株式会社

金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第 156 号

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

店頭外国為替証拠金取引（以下「店頭 FX 取引」又は「本取引」といいます。）をされるに当たっては、この店頭外国為替証拠金取引説明書（以下「本説明書」といいます。）及び別途交付する「取引約款」の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭 FX 取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任と判断によりお取引いただきますようお願いいたします

目次

重要事項.....	2
店頭外国為替証拠金取引のリスクについて.....	3
自動売買に関する注意喚起.....	7
CHAPTER 1. 取引開始までの流れ.....	8
1 取引口座.....	8
2 本人確認.....	9
3 ID 及びパスワード.....	10
4 取引プラットフォームのダウンロード.....	10
CHAPTER 2. 取引概要.....	12
1 取引時間・注文受付時間.....	12
2 取引通貨・取引レート・スワップポイント.....	12
3 証拠金.....	13
4 注文.....	14
5 入出金.....	16
6 ロスカット.....	17
7 両建てとなる取引.....	18
8 取引に関する書面.....	18
9 取引口座の維持等.....	18
10 税金について.....	18
11 契約の終了事由.....	19
12 資産の保全.....	19
13 特定投資家.....	19
CHAPTER 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為.....	21
CHAPTER 4. 会社概要.....	24
CHAPTER 5. 取引用語.....	25

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

本説明書は、EZ インベスト証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭 FX 取引について説明します。

【店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について】

1. お客様が行う店頭 FX 取引の総取引額（想定元本）は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2. お客様が行う店頭 FX 取引は元本が保証された取引ではありません。取引を開始された後、外国為替相場の価格（通貨の価格）がお客様にとって不利な方向に変動した場合、お客様は損失を被る恐れがあります。また、当該損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回る（元本超過損）おそれがあります。
3. お客様が行う店頭 FX 取引において、売買に関する取引手数料は無料です。ただし、お客様が売ることができる価格（ビッド）と買うことができる価格（アスク）には差があり、この価格差が、お客様にとって実質的な取引コストとなります。
4. 外国為替相場の状況の急変により、ビッドとアスクの価格差（スプレッド）が通常より広がる可能性及び意図した取引ができない可能性があります。
5. 取引対象である通貨の金利が変動することにより、金利差調整額であるスワップポイントが変動し、受取りから支払いに転じることがあります。
6. お客様が行う店頭 FX 取引では、損失額が一定の水準を超えた場合に、当社が定めた方法により、お客様のポジションを自動で決済するロスカット制度が設けられていますが、当該制度はお客様の損失の額を一定の範囲に限定することを保証するものではなく、相場状況によっては、お客様の損失の額が、お客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。
7. お客様が行う店頭 FX 取引は、インターネットを利用した取引であるため、通信障害、システム障害、又は異常レート of 配信等により、取引不能、約定の取消し又は注文価格から乖離した価格による約定となる可能性があります、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可能性があります。
8. お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること [金融商品取引法第 37 条の 6（クーリング・オフ）] はできません。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

9. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。
- カバー取引先：株式会社 AFT（金融商品取引業者 登録番号:関東財務局長（金商）第 250 号）
- （なお、上記カバー取引先は、当社との取引については、Dukascopy Bank SA（銀行業、スイス監督を受けている外国当局：スイス金融市場監査局(FINMA)) に対してカバー取引を行っております。）
10. 当社は、金商法第 43 条の 3 及び金融商品取引業者等に関する内閣府令第 143 条から第 145 条の規定に基づき、お客様からお預かりした証拠金を、ファースト信託株式会社の顧客区分管理信託口において当社の固有財産とは区分して管理しております。信託による保全の対象となるのは、お客様より預託された証拠金に、取引による評価損益及び実現損益並びにスワップポイントによる損益を加減した金額（信託必要額）とし、当社はこの金額を毎営業日算出いたします。信託会社に信託された金額が信託必要額を満たさない状態となった場合は、当社は、その日の翌日から起算して 2 営業日以内に、信託先に対して追加信託を行います。
11. お客様が行う店頭 FX 取引は相対取引であるため、お客様の取引の相手方である当社、当社のカバー取引先又は当社の主要な取引先金融機関等のいずれかの業務又は財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になり、お客様が損失を被る可能性があります。

【店頭外国為替証拠金取引のリスクについて】

店頭 FX 取引は全てのお客様さまに無条件に適しているものではなく、以下に掲げるような固有リスクが存在し、かつ、その他にも様々なリスクが想定されます。お客様の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的等、様々な観点から、お客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討していただきますようお願いいたします。

（価格・指数変動リスク）

取引対象通貨の価格（相場）又は金利の変動により、損失が発生し、また、証拠金額以上の損失（元本超過損）を被る可能性があります。

（信用リスク）

当社、当社のカバー取引先、又は当該カバー取引先が取引を行う相手方である金融機関等において、業務又は財産の状況が急激に悪化した場合、証拠金の入出金を含むお客様とのお取引全般が一時停止又は遅延する可能性があります。万が一当社が破綻した場合には、破綻した時点において信託保全されている資産は全て保護され、お客様へ返還されます。しかしながら、信託保全必要額は営業日ごとに算定され、不足が生じた場合は当該算定を行った日から2営業日後に追加信託を行うシステムであるため、算定日における信託保全必要額と信託財産の金額が一致しない場合もあります。したがって、信託保全された額と当日の信託保全必要額の差の部分に関しては信用リスクが存在し、これによりお客様の証拠金の一部が返還されずに損失となるリスクがあります。

（為替リスク）

決済通貨が日本円でない通貨ペアを取引された場合、決済通貨の円換算に適用される外国為替レートの変動によってお客様の最終的な取引損益は変動します。

（流動性リスク）

原資産の取引市場又はカバー先の提供する流動性の低下に伴い、当社が提供する店頭FX取引における流動性が低下することがあります。当社はお客様への取引価格の配信を停止することもあり、配信再開に至るまでの時間帯においては、取引（お客様による注文の発注及び変更並びにポジションの確認、当社にて受注済みの注文の約定、並びに自動ロスカットの執行）の一部又は全部が停止又は遅延するリスクがあります。また、当社が取引価格の配信が停止した場合は、停止前にお客様から受注した指値注文及び逆指値注文、並びに自動ロスカットの執行は、取引再開時のレートを基準として判定及び約定が行われます。したがって、価格配信の停止時に相場の急激な変動があった場合、お客様が指定した価格よりも大幅に乖離した価格による約定が発生する可能性もあり、また、お預けになった証拠金を超える額の損失（元本超過損）が生じる恐れもあります。

（取引、注文に関するリスク）

本取引において、損失を限定させるための逆指値注文は、取引価格が一方向にかつ急激に変動する場合等には有効に機能せず、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定され、不測の損失を被る可能性があります。特に、市場に大きな影響を及ぼす事件等が週末等の取

引時間外に発生した場合は、直近の終値と取引再開後の始値に乖離が発生するリスクが高いため、週末を持ち越す逆指値注文の利用には注意が必要となります。

(相対取引にかかるリスク)

本取引は、お客様と当社との相対取引になります。当社がお客様に提示する店頭 FX の価格は、当社のカバー取引先が当社へ配信する価格を基に当社が独自に生成し、提示する価格です。そのため、提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）又は他の業者が配信する価格とは同一ではなく、それらと比較して不利な価格で成立する可能性もあります。

(金利変動リスク)

店頭 FX 取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われます。二つの通貨間の金利の差に基づき、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは各国の経済状況や金融政策等を反映しており、常に予告なく変動します。金利の変動に伴い、それまで受取であったスワップポイントが支払へと転じる場合もあります。

(システム等のリスク)

当社の取引システム（当社のカバー先及び当社のシステムに関する委託先等が提供するシステムを含みます。）又は当社システムとお客様の端末を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取り消しその他の操作が行えない可能性があります。また、取引は正常に行える場合においても、提示レート及び取引プラットフォーム上に配信される情報の誤り又は遅延が発生し、実勢レートと乖離した価格での約定、又は約定の取消しが行われる可能性があります。これら正常ではない状態における約定等については、当社の判断により対応方法を決めます。

(レバレッジ効果によるリスク)

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）があり、差し入れた証拠金と比べ何倍もの大きな金額（想定元本）の取引が可能となります。そのため、証拠金の額と比較して、わずかな価格の変動により大きな利益を得ることが可能な反面、大きな損失をこうむるリスクがあります。

す。また、お客様がお預けの証拠金を超える額の損失（元本超過損）が発生するリスクもあります。

(スリッページリスク)

スリッページとは、お客様がご利用の端末と当社取引システムとの間の通信時間差及びお客様の注文を受注後の当社取引システムにおける約定処理に要する時間により、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。お客様が成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

また、注文の発注から約定に至るまでの間に取引停止時間帯（週末を含みます。）がある場合は、取引停止時と取引再開時の価格の乖離により、大きな幅のスリッページが発生するリスクがあります。取引停止時（週末の取引終了時を含みます。）に発注されおり、かつ未約定であった全ての注文（指値、逆指値、及びロスカット執行）は、取引再開時にて、取引再開時点の価格により執行の判定が行われます。したがって、週末その他の取引時間外において相場に影響を与える事象が発生し、週末（又は取引停止時）の終値（クローズ価格）から週初（又は取引再開時）の始値（オープン価格）の間に大きな乖離が発生した場合は、スリッページが予想外に拡大する可能性がありますのでご注意ください。取引種別ごとのスリッページの詳細や各注文の特性については、後述する「Chapter 2-4. 注文」の「1. 注文の種類」をご参照ください。

(オンライン取引に関するリスク)

オンライン取引ではお客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、又は意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、その他のシステム機器等の故障・障害等により、一時的若しくは一定期間取引ができない又は注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられる ID・パスワード等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

(ロスカットに伴うリスク)

お客様の使用証拠金が有効証拠金（証拠金額に対して未決済建玉による差損益額を加減した額）が必要証拠金額（建玉を維持するのに必要な証拠金額）以下となった時点にて、お客様の建玉（ポジション）は、お客様への事前の通知が行われることなく、自動的かつ強制的に反対売買により決済されます（ロスカット）。しかし、ロスカットは、お客様の必要証拠金の額が確保されること、又はお客様の損失を一定範囲内に限定することを保証するものではなく、相場が急激に変動した場合等は、ロスカット執行の結果によりお客様の預託した証拠金の額を上回る額の損失（元本超過損）が発生するおそれがあります。また、取引時間外である又は相場変動若しくは流動性の枯渇等の事由により、直ちにロスカットによる反対売買が執行できない場合もあり、これにより損失が拡大する可能性があります。

自動売買に関する注意喚起

本取引では、EZ Deal という取引プラットフォームで自動売買取引のためのプログラム（ストラテジー）を実行し、自動売買取引を行うことが可能です。自動売買については以下の各項目に十分ご留意いただき、ご自身の判断と責任において行っていただきますようお願いいたします。

- ① 当社は、ストラテジー、各種インディケータ及びモジュール（以下、「ストラテジー等」といいます。）のプログラミングや使用方法等のサポートは、電話、メール、その他いかなる方法においても一切行わず、自動売買についていかなる保証・表明・推奨も行いません。
- ② ストラテジー等を利用した自動売買は、プログラムの欠陥や誤作動等により不測の損害を被るおそれがあり、短期間で自動的に大量の取引が可能となる事から、自動売買を行わない場合と比較してお客様に発生する損害がより大きくなるおそれがあります。
- ③ ストラテジー等の作成、検証及び実行については、お客様ご自身の判断と責任により行っていただくものであり、お客様がご自身で作成されたストラテジー等が第三者が作成したストラテジー等であるかに拘らず、ストラテジー等の利用に関する一切の損害について、当社はその責任を負いません。
- ④ ストラテジー等を利用した自動売買は、お客様のコンピュータが起動し、インターネット回線が常時接続されている場合にのみ稼働します。その為、使用環境によってはストラテジー等が正常に稼働しない場合があります。お客様の意図した注文が約定せず、お客様に損失が発生するおそれがあります。
- ⑤ ストラテジー等を利用した自動売買は、お客様のコンピュータが起動し、インターネット回線が常時接続されている場合であっても、システムメンテナンスその他の理由で当社との接続が遮断された場合等には再設定等を行う必要があります。当社は、お客様との常時接続を保証せず、接続遮断によりお客様に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。
- ⑥ ストラテジー等を利用した自動売買において約定した注文は、お客様の意図しない注文であった場合等いかなる場合であっても約定後に当該注文を取り消す事はできません。
- ⑦ お客様がストラテジー等を利用する場合、プログラムの内容によっては、当社又はそのカバー先が運営管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷若しくは障害を与える可能性があるため、事前の通知なく当該ストラテジー等をご利用のお客様の取引並びに取引システムへのログインの停止を行う場合があります。
- ⑧ EZ Deal は、Dukascopy Bank SA 社(本社:スイス)の開発した取引プラットフォームであり、EZ Deal は Dukascopy Bank SA 社の代理店より当社がシステム提供を受け、お客様に提供している商品の為、同社、代理店及び当社が当該システムの提供を休止又は廃止した場合は、EZ Deal はご利用頂けなくなります。
- ⑨ お客様が EZ Deal を初めてインストールされた際にあらかじめ搭載されたストラテジー等は構文のサンプルであり、当社は当該ストラテジー等による取引を推奨せず、かつ当該ストラテジー等についていかなる保証・表明も行いません。

■Chapter 1. 取引開始までの流れ

Chapter 1-1. 取引口座

お客様が店頭 FX 取引（以下、「本取引」といいます。）を行うためには、当社に対し取引口座の開設を行っていただく必要があります。取引口座の開設の申し込みは、当社 WEB サイトの口座開設申込フォームから行っていただきます。なお、当社で取引口座を開設するにあたっては、原則として次の条件を満たしていただく必要があります。なお、取引口座開設のお申し込みをいただきましても、当社の審査によりお客様のご希望に添いかねることもございますので、予めご了承ください。

【個人のお客様の場合】

1. 本取引の特徴、仕組み、リスク等について十分に理解し、「取引約款」、本取引説明書その他の交付書面の内容に全て同意して頂き、ご自身の責任と判断で取引できること。
2. 当社が定める基準を原則満たしていること（原則として、以下に掲げるとおりです。）
 - ① 本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分に理解し、約款及び本取引説明書に全て同意していただくこと
 - ② 当社から電子メール又は電話で直接口座開設者ご本人と常時連絡をとることができること
 - ③ インターネットの利用環境が整っており、ご自身の PC メールアドレスをお持ちであること（携帯電話メールアドレスのみでは開設できません。）
 - ④ 契約締結前の交付書面、契約締結時の交付書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること
 - ⑤ 日本国内に居住する満 20 歳以上及び 80 歳未満の行為能力を有する個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人を除く。）であること。
 - ⑥ 本サービスにかかる取引契約約款及び本取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること
 - ⑦ お客様が当社に登録する金融機関口座（送金先預金口座）は、国内の金融機関口座を指定していただけること
 - ⑧ お客様の個人情報を正確にご登録頂けること及び所定の本人確認が行えること
 - ⑨ 外国為替証拠金取引に関する業務を行う業者に勤務していないこと
 - ⑩ マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと及び反社会的勢力の団体及びその一員でないこと
 - ⑪ その他当社が定める基準を満たしていること
 - ⑫ 金融商品取引業者等において FX 取引業務に従事する役職員でないこと

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を総合的に勘案し当社が反社会的勢力又はこれに類するとみなしたものも含まれます。

Chapter 1-2. 本人確認

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）の規定につき、当社では、お客様に対し所定の本人確認を行います。お客様は、口座開設に係るお手続き時及び口座開設後に当社が求める際には、所定の本人確認書類をご提出いただく必要がございます。本人確認手続き及び必要となる本人確認書類の詳細につきましては、当社 WEB サイトをご参照ください。

併せて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」につき、口座開設のお手続きの際にはお客様のマイナンバー（個人番号又は法人番号）を確認できる書類をご提出いただきます。マイナンバーのご提示に係るお手続きの詳細につきましては、当社 WEB サイトをご参照ください。

Chapter 1-3. ID 及びパスワード

当社では、口座開設のお申込に関する審査を行った後に、お客様の本人確認書類に記載された住所宛に転送不要の簡易書留郵便にて、お客様専用 Web ページ（以下「マイページ」といいます。）の ID、お取引口座の ID 及びパスワードを記載した口座開設通知書を送付いたします。この書類が正常に到達した時点において、口座開設手続きが完了します。

【注意事項】

1. 転送不要指定の簡易書留郵便の不着等により本人確認がとれない場合は、取引を開始することができません。取引に必要な ID 等は、郵送でのみ通知いたします。
2. ID 及びパスワードを紛失又は失念された場合は、当社カスタマーサポート（0120-554-162）までご連絡ください。当社においてお客様ご本人であることを確認させていただき、対応させていただきます。なお、パスワードにつきましては、セキュリティ保全の観点から電話等でお知らせすることはできませんので、予めご了承ください。
3. 当社が発行する各パスワードは初期パスワードとなります。パスワードは、お客様ご自身で当社ホームページ「マイページ」より変更していただきますようお願いいたします。

Chapter 1-4. 取引プラットフォームのダウンロード

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

当社の取引プラットフォームである EZ Deal を、お客様の PC にインストールしていただきます。インストール及び動作に必要な環境は次のとおりです。

Java 1.8 以上
CPU : 1.5GHz 以上
メインメモリ : 1GB 以上
通信環境 : ブロードバンド以上 (常時接続必須)

※Windows、Mac OS に対応しております

※ご使用のセキュリティソフトによっては、セキュリティソフトの設定を変更していただく必要が生ずる場合があります

※セキュリティソフトの実際の適用については、自己責任による判断の上行っていただきますようお願いいたします

※光ケーブル又は ADSL のようなブロードバンド環境を推奨 (ワイヤレス接続はサポート対象外であり、実際の取引にはお勧めできません。ワイヤレス接続はお客様と当社との間の間断ないデータの送受信について安定性が確保できません。物理的なインターネット接続を強く推奨いたします。) します。

■ Chapter 2. 取引概要

Chapter 2-1. 取引時間・注文受付時間

1. 取引時間・注文受付時間

当社が別途指定する特定日及びメンテナンス時間を除き、原則として下表の時間帯に取引が可能です。成り行き注文及び決済注文（選択決済及び一括決済。）は取引時間内に限り受注します。その他の注文（指値注文等）はメンテナンス時間を除き、下表の時間帯にてお受けいたします。なお、特定日についてはウェブサイト等で事前に告知します。

米国標準時間採用時	米国夏時間採用時
日本時間 月曜日 午前 7:00～土曜日 午前 7:00	日本時間 月曜日 午前 6:00～土曜日 午前 6:00

2. ログイン停止時間・メンテナンス時間

非営業時間帯(米国東部標準時間 標準期間中：(日本時間) 土曜日午前7時～月曜日午前7時、夏時間期間中：(日本時間) 土曜日午前6時～月曜日午前6時)は、予告なしにEZ Deal のメンテナンスを行わせていただく場合がございます。

メンテナンス中はEZ Deal にログイン可能であっても、取引はできません。

また、EZ Deal 自体が稼働しない、又はログインできた場合でもチャートが表示されなくなるなど、EZ Deal をご利用いただけなくなる場合もございますのでご理解の程宜しくお願い申し上げます。

Chapter 2-2. 取引通貨・取引レート・スワップポイント

1. 取引通貨ペア

取引可能な通貨ペアは、AUD/CAD、AUD/CHF、AUD/JPY、AUD/NZD、AUD/USD、CAD/JPY、CAD/CHF、CHF/JPY、EUR/AUD、EUR/CAD、EUR/CHF、EUR/GBP、EUR/JPY、EUR/NZD、EUR/USD、GBP/AUD、GBP/CAD、GBP/CHF、GBP/PY、GBP/NZD、GBP/USD、NZD/CAD、NZD/CHF、NZD/JPY、NZD/USD、USD/CAD、USD/CHF、USD/JPYです。。なお、政情の急変その他の理由により、取引通貨ペアが追加・変更・廃止される場合があります、その場合も当社 WEB サイトで告知します。

2. 取引レート

- ① 当社がお客様に提示する取引レートは、当社のカバー先から配信された取引レートを参考に、当社所定の基準に従い、当社が独自に提示する取引レートです。
- ② 当社はお客様に売値（ビッド）と買値（アスク）を同時に提示しますが、お客様はビッドの取引レートで売り注文を、アスクの取引レートで買い注文をすることが可能です。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

- ③ ビッドの取引レートとアスクの取引レートには値差（スプレッド）があり、スプレッド分だけアスクの取引レートはビッドの取引レートよりも高くなっています。
 - ④ スプレッドは流動性や市場環境の急変などにより変動する場合があります。
3. スワップポイントについて
- お客様がご自身で保有するポジション（＝未決済取引）を決済しない場合、当社はおお客様のポジションの決済期限をその翌営業日に繰り延べるロールオーバーを行います。外国為替証拠金取引においてロールオーバーの処理を行う場合、取引している各通貨国固有の金利差額を調整する目的でスワップポイントの受け払いを行います。スワップポイントについては、次の点にご留意ください。
- ① スワップポイントは各通貨の金利及び取引レートの変動により、日々変動します。
 - ② スワップポイントの受け払いは、金利情勢により逆転する可能性があります。
 - ③ スワップポイントの計算は、繰り延べ（ロールオーバー）を行う日数を基に算出するので、その他の算定条件が同一であったとしても当該通貨国の休日により変化します。
 - ④ スワップポイントの受取額と支払額にはスプレッドがあります。同一通貨ペアの売りと買いのスワップポイントは、対象とはなりません。
 - ⑤ 各通貨国固有の金利差が小さい場合、売りポジション、買いポジションともに支払いとなる場合があります。

Chapter 2-3. 証拠金

1. 証拠金に関する用語

名 称	内 容
残高	入出金、実現損益及びスワップポイントの受け払いを反映させた、お客様の資金残高
有効証拠金	「残高」に、全てのポジションの未確定損益総額を加減算した、お客様の資金残高の時価評価額であり、リアルタイムに算定されます
使用証拠金	通貨若しくは通貨ペア毎の取引及び保有するポジションを維持するために必要な証拠金
余剰証拠金	有効証拠金から必要証拠金を控除した額であり、余剰証拠金の範囲で新たなポジションを保有したり、出金したりすることが可能です 余剰証拠金 = 有効証拠金 - 使用証拠金
証拠金使用率	有効証拠金に対する必要証拠金の比率 証拠金維持率 = 使用証拠金 ÷ 有効証拠金 × 100(%)

※お客様の取引口座の状況により、ご希望額の出金ができない場合がありますので、予めご了承ください。

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

2. 必要証拠金の金額

最小取引単位（各通貨とも1万通貨単位、刻み幅は1通貨単位）の使用証拠金の額は、取引総代金（想定元本）に対し4.0%以上になる金額で、通貨ペア毎に当社が別途定めます。

- ① 使用証拠金の額は、予告なく変更される場合があります
- ② 上記の変更により、お客様の資金残高の時価評価額（有効証拠金）がポジションを維持するために必要な金額を満たさない場合、お客様に事前に通知することなく、ロスカットによりポジションが決済されます

3. 証拠金の通貨及び有価証券等の代用

証拠金は日本円のみのお取り扱いとし、外貨及び有価証券の代用はできません。

Chapter 2-4. 注文

1. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

注文の種類	説明
成行	<p>お客様が通貨ペアの別、取引の数量、注文の種類（売買の別）のみ指定し、価格を指定せずに、任意のタイミングで売買する注文で、当社システムで受付けた（受注）順に執行します。約定は、注文が当社システムへ到達後に、実際に約定処理する時点における、当社が約定に用いる価格（当社がカバー先から配信を受けた価格*を基準とする価格であり、お客様へ配信する価格*もこの価格を基に提示します。以下「当社基準価格」といいます。）をによって約定します。</p> <p>*当社がカバー取引先から配信を受ける価格は、カバー取引先が取引を行なう複数の金融機関等が提示する価格から形成されており、最新かつ最良の価格を基に生成されています。（以下「最良価格」といいます。以下同じです。）</p> <p>*配信価格（提示価格）は、お客様の端末と当社システムとの間の通信に伴い、お客様の画面に表示されるまでに時間差が生じます（以下同じです）。</p> <p>《約定の数量について》</p> <p>お客様の注文数量が、最良価格にて約定可能な数量を超える場合は、注文は、当該約定可能な数量まではこの最良価格において約定し、余った数量に関しては、その次の最良価格にて約定されます。その次の最良価格帯における約定可能数量を以ってしても注文数量の全部が約定しない場合は、さらにその次の最良価格帯における約定が行われ、以降順次これを繰り返します（以下同じです。）</p>

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

	<p>《スリッページについて》</p> <p>お客様が成行注文を行う際、お客様の発注時に取引画面に表示している価格と、実際の約定価格との間に価格差が生じる場合があります。この価格差は、お客様の端末と当社システムとの間の通信に伴う時間、及び当社システムの約定処理にかかる時間により生じ、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もございます。</p> <p>《スリッページ許容幅の指定について》</p> <p>当注文には、お客様が許容できるスリッページの幅を指定することができます。スリッページ許容幅を指定すると、指定した範囲を超えた不利なスリッページ価格による約定はされません。お客様が成行注文を発注した時点で端末に表示された取引価格に対し、お客様が指定したスリッページ許容幅を加減した価格が、お客様の許容できる上限の約定価格（以下「許容価格」といいます。）となります。当社のサーバーにて約定処理される時点における当社基準価格が、この許容価格よりもお客様にとって不利な価格となる場合には、当注文は失効し（当社基準価格がスリッページの許容幅に収まる場合は、当社基準価格にて約定します。）、お客様にとって有利な価格となる場合には、当該有利な価格にて約定します（有利な価格の幅に制限はなく、当社基準価格によってのみ判定されます。）。また、指定したスリッページ許容幅の範囲において約定可能な数量が注文の数量に満たない場合は、約定可能な数量までは約定し、その余りについては、注文は失効します。</p>
<p>指値</p>	<p>買いたい（又は売りたい）価格を指定して注文する方法であり、買いたい場合は現在の価格よりも低い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格よりも高い価格を指定し、注文時点より有利な方向の価格で約定することを期待する注文です。当注文の「買い」は、指定した指値価格以下、当注文の「売り」は、指定した指値価格以上を以って執行されます（当社基準価格が指値価格に達した時点で、指値価格又は指値価格よりお客様にとって有利な価格にて約定します。）。「買い」において当社基準価格を上回る指値価格を指定する場合や、「売り」において当社基準価格を下回る指値価格を指定する場合は、注文は即時執行されます。但し、市場の流動性等の事由に因り注文数量の全てが約定できない場合にあっては、約定が可能な数量のみを約定し、その余りの数量については、当該指値価格にて注文は残留し、次に約定可能な当社基準価格が配信されて、残数量がゼロになるまで約定することを繰り返します。</p>

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

	<p>※週末等の取引停止期間を持ち越す場合は、取引再開時（毎週月曜の取引開始時間等）の当社基準価格により約定についての判定が行われ、当社基準価格が指値価格に達している場合は、当該当社基準価格に基づき約定します。</p>
<p>逆指値</p>	<p>指値注文と同様に価格を指定して行う注文ですが、指値注文とは異なり買いたい場合は現在の価格より高い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格より低い価格を指定することから、主に損失の拡大を防ぐ目的で行う注文。当社システムでは、この指定価格をトリガーとし、当社基準価格が指定価格（トリガー価格）のに達した時点で成行注文が発注されます。「売り」は、当社基準価格が指定したトリガー価格以下となった時点、「買い」は、当社基準価格が当該トリガー価格以上となった時点を以って、成行注文が発注されます。また、同じ価格をトリガー価格とする逆指値の注文が複数ある場合は、注文を受け付けた順番が早いものから処理される。また、「買い」注文において当社基準価格を下回るトリガー価格が指定された場合、及び「売り」注文において当社基準価格を上回るトリガー価格が指定された場合は、成行注文が即時執行されます。</p> <p>※為替相場が急変する時や、週明け月曜日の始値には特にご注意ください。</p> <p>※スリッページが発生する可能性がありますのでご注意ください。</p> <p>《スリッページ許容幅の指定について》</p> <p>当注文（この節に別段の定めがある場合を除き、「買い」注文を指します。以下同じです。）では、注文にスリッページ許容幅が設定された場合は、前述の説明にかかわらず、当社基準価格がお客様顧客の指定するトリガー価格に達した際に、当該トリガー価格に当該スリッページ許容幅を加算（「売り」注文の場合は減算）した価格を指値価格とする指値注文を発します。なお、当該注文を約定処理する時点の当社基準価格が当該指値価格以下（「売り」注文の場合は、当該指値価格以上）である場合は、この注文は即時執行されます。また、当該スリッページ許容幅を超えて当社基準価格が上昇（「売り」注文の場合は下落）した場合は、当該指値価格による指値注文が残ります。</p>
<p>MIT (Market If Touched) 注文</p>	<p>当注文は、指値注文の発注条件となるトリガー価格とスリッページ許容幅の両方を指定する注文です。提示価格が指定したトリガー価格に達した際は、指定トリガー価格に指定スリッページ許容幅を加算（「売り」注文の場合は減算）した価格による指値注文を発注します。</p>

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

	<p>当注文の「買い」は、指定トリガー価格に指定スリッページ許容幅を加算した価格以下で買い、「売り」は、指定トリガー価格から指定スリッページ許容幅を減算した価格以上で売ります。</p> <p>※「買い」において、提示価格を上回る（お客様にとって不利となる）トリガー価格が指定された場合、指定されたトリガー価格にスリッページ許容幅を加算した価格による指値注文が即時発注されます。</p> <p>※「売り」において、提示価格を下回る（お客様にとって不利となる）トリガー価格が指定された場合、指定されたトリガー価格にスリッページ許容幅を減算した価格の指値注文が即時発注されます。</p> <p>※約定については、「指値」と同様の取り扱いとなります。</p>
OCO	条件を指定した二つの注文を同時に出し、片方の注文の条件が成立したら、もう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文です。
IF DONE	新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済注文をセットで行う注文です。
IF DONE OCO	新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済のための OCO 注文をセットで行う注文です。
トレイリング ストップ	価格ではなく、「25銭」のように幅を決めて発注する逆指値注文であり、取引レートがポジションにとって有利な方向に変動している場合は逆指値注文の指定価格が同方向に変動し、直近の最も有利な取引レートから指定幅以上に不利な方向に変動した場合に逆指値注文の指定価格が変動せず、指定価格に達した場合に執行される注文です。
マージ	お客様が、同一通貨ペアの買付及び売付ポジションを異なる取引数量で保有している状態を、取引数量の多い方向（買又は売）へ一本化（合成）したり、複数の同一通貨ペア、同一売買方向のポジションの一部又は全部を相殺させることができます。マージされたポジションの価格は、加重平均値になります。
任意数量決済	保有するポジションのうち、任意の数量を指定して行う決済注文です。
ポジション選択決済	保有するポジションのうち、任意のポジションを指定して行う決済注文です。

※成行、指値、逆指値等の注文は、お客様の端末において提示されたとおりの価格で約定することが保証されているものではなく、急変時又は約定処理若しくは通信上のタイミングによって、提示価格と約定価格とに差（スリッページ）が生じる場合があります。成行、指値、逆指値等の注文を発注する場合には、スリッページの許容幅を設定する機能があります。

2. 注文方法

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

本取引の売買注文は、インターネットを利用したオンラインによる受注とし、電話、fax、その他の方法による受注は一切受け付けません。お客様は、当社の提供する取引プラットフォームを使用して次の事項を入力し、その内容を確定させることにより発注することができます。

- ①取引を行う通貨ペア
- ②注文の種類（上記の成行注文、指値注文等）
- ③「売り」又は「買い」の別
- ④「新規」又は「決済」の別
- ⑤取引数量
- ⑥価格（指値注文等の場合のみ）
- ⑦上記のほか、当社の定める事項

3. 注文の受付及び約定

お客様が注文の入力及び確定を行った後、当社が当該データを受信した時点で注文の受け付けとなります。当社がお客様の注文を受注した場合、原則として遅滞なく約定させるよう努めますが、外国為替市場の流動性の低下等により、約定に時間を要する場合があります。このような場合、本取引では時間優先の原則により約定処理をいたします。したがって、同じ価格の注文であっても、成立する注文と不成立となる注文が生じる場合があります。また、急激な為替レート変動等により、お客様が発注した時点の価格と当社のサーバーで当該注文を受信した時点の価格が大幅に乖離した場合や、流動性の極端な低下等により、注文が成立しない場合があります。

4. 注文の変更・取消し

注文の変更・取消しは以下の通りです。

- ①約定前の注文（指値注文等）は変更・取り消しが可能です。
- ②決済のための指値注文等は、対象ポジションが成行注文等により決済された場合には、自動的に取り消されます。
- ③取引時間外（週末を含みます。）には、注文の変更・取消しを行うことができません。

5. 取引数量について

最低取引通貨単位は各通貨ペア 1 万通貨単位以上（刻み幅は 1 通貨単位）です。

6. 決済期限、契約の終了について

本取引は、ロスカットによる強制決済の場合を除き、お客様が決済の指示をされるまでポジションを繰り越す（ロールオーバーする。）ため、決済期限はありません。また、取引時間内に反対売買することにより、ポジションの決済はいつでも可能です。なお、ポジションが存在する状態で口座の解約等により契約を終了させる場合、残存ポジションは当社の通知により、当社の任意で処分されます。

7. 取引手数料

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

取引手数料は、新規・決済ともに無料です。但し、取引価格にはスプレッドがあり、これがお客様の負担することとなる取引コストとなります。

8. 受渡取引について

本取引では、受渡取引（Chapter 5. 「取引用語」をご参照ください。）はできません。差金決済によるお取引となります。建玉は、反対売買による決済により、手仕舞うことができます。

9. 決済に伴う損益の授受

反対売買による決済の結果生じた損益は、下記の計算式により算出し、証拠金から清算されます。

《決済通貨が日本円である通貨ペア》取引通貨数量 × 約定価格差

《決済通貨が日本円ではない通貨ペア》取引通貨数量 × 約定価格差 × 円換算レート

※約定価格差とは、新規建玉時の約定価格と決済約定価格との差ですが、建玉の売買の別により計算方法が異なります。

10. 取引に起因する債務の履行の方法

本取引にて発生したお客様の債務の履行は、必要額を日本円にて当社へ入金する方法に限ります。

Chapter 2-5. 入出金

1. 口座開設時最低預託証拠金

口座開設時の最低預託証拠金の制限はありません。

2. 証拠金の預託方法及び取引口座の反映

お客様による証拠金の預託は、当社指定の金融機関銀行口座へ円貨による送金により行っていただきます。当社指定金融機関口座へ送金された証拠金については、係る入金を当社指定の金融機関口座において着金が確認され、かつ、当社における事務処理が完了した時点でおお客様の取引口座に反映されるため、お客様が送金手続きをされてから取引口座に反映されるまで、一定のタイムラグが生じることにご注意ください。特に、銀行等金融機関による処理の遅延その他の理由により入金の確認が遅延し、その結果ロスカット等が発生した場合には、当社は責任を負いかねますので、余裕をもった資金管理を行っていただきますようお願いいたします。なお、証拠金の入金に係る送金手数料は、お客様のご負担となります。

クイック入金のご利用にあたっては、マイページのご案内に従ってお手続きください。クイック入金は手数料にてご利用頂けます（但し、一部金融機関においては、お客様と当該金融機関との契約の内容によっては、クイック入金においても送金手数料が発生する場合がございます。詳細につきましては、ご利用の金融機関へお問合せください。）。

3. 出金手続き

出金の依頼は、余剰証拠金の額を上限として、当社 WEB サイトの出金依頼フォームに入力・送信を行う方法により行っていただきます。当社は、各営業日の日本時間午後 3 時までに

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

場合、当該依頼が有った日から起算して金融機関 5 営業日以内に、口座開設時に登録又はマイページにて登録変更されたお客様名義の金融機関口座へ送金する方法により出金いたします。出金に関しては、以下にご留意ください。

- ① 出金依頼は、必ず出金依頼フォームにより行ってください。
- ② 当社が出金依頼を受付けた後出金がされるまでの間、出金依頼された金額は出金予約として扱われます。
- ③ 出金手続きは、原則 1 日 1 回を限度とします。
- ④ 一部出金のご依頼は、1 万円以上とさせていただきます。
- ⑤ 各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼された場合、原則として同時刻を過ぎると金額変更や出金予約の取り消しができなくなります。
- ⑥ 出金に係る送金手数料は、当社が負担します。

Chapter 2-6. ロスカット

(1) 値洗いについて

本取引では、リアルタイムにて、お客様の取引口座における未決済ポジションの値洗い（時価評価）を行います。値洗いは、買いポジションに対してはビッドの取引レートで、売りポジションに対してはアスクの取引レートで評価します。

(2) ロスカットについて

上記の値洗いの結果、余剰証拠金が 0（ゼロ）を下回った場合（有効証拠金の額が必要証拠金の額未満となった状態であり、証拠金維持率が 100%未満になった場合）、お客様の全てのポジションが、自動的に成行注文による反対売買により決済されます。この一連の処理をロスカットと呼び、お客様の資産を保全することを目的とした制度ですが、市場の動向により、お客様が預託された取引証拠金を超える損失が生じる可能性があります。ロスカットについては以下にご留意ください。

- ① ロスカットは、お客様への事前の通知無く行われます
- ② 事前の通知が無く必要証拠金の額が変更され、ロスカットとなる場合があります
- ③ ロスカットによる強制決済は、ロスカットライン（証拠金維持率 100%未満）に達した時点で成行注文にて反対売買されるため、流動性の極端な低下によりロスカットの判定と強制決済にタイムラグが生じ、損失が拡大する可能性があります
- ④ ロスカットによって反対売買が行われた結果、お客様に債務が生じた場合は、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要がございます。

Chapter 2-7. 両建てとなる取引

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

本取引では、両建てとなる取引（同一通貨ペアの買いポジションと売りポジションを同時に保有する取引）を行うことが可能ですが、両建てとなる取引は、スプレッドを二重に負担することや、スワップポイントに逆ザヤを生じることから、経済的合理性を欠く取引であり、推奨いたしません。両建てを行った際の使用証拠金は、買いポジションと売りポジションいずれが多い方の数量を基準に計算されます（MAX方式）。

Chapter 2-8. 取引に関する書面

本取引では、取引に関する書面（契約締結時の交付書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法の定めにより交付すべき書面を含みます。）は、当社の提供する取引プラットフォーム又はWEBサイト等を利用した電磁的方法（レポート。）により随時交付することとし、郵送等による紙媒体での交付は行いません。お客様におかれましては、電磁的方法により交付される各書面の内容をよくご確認いただき、万が一記載内容に疑義や相違が生じた場合は、速やかに当社にご照会ください。

Chapter 2-9. 取引口座の維持等

本取引の取引口座には、口座開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。取引口座は原則としてお客様の意思で維持することが可能ですが、Chapter2-11に定める取引の終了事由に該当する場合、又はお客様本人による取引が行えないと合理的に判断される場合は、本取引の提供を停止するとともに取引口座を閉鎖することがあります。お客様からの取引口座の閉鎖のお申し出につきましては、ポジションを全て決済し、証拠金を全額出金されたうえ、電子メールにより当社へご依頼ください。なお、口座閉鎖後に再度取引を開始する場合は、改めて口座の開設が必要となります。

Chapter 2-10. 税金について

個人が行った店頭FX取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭FX取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客の店頭FX取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当

該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

Chapter 2-11. 契約の終了事由

別に交付する「取引契約約款」第 24 条に定める事由に該当する場合、お客様が未決済のポジションを保有している場合であっても本取引口座は閉鎖され、契約は終了します。当該事由により取引が終了する場合であってもお客様が未決済のポジションを保有している場合、当社の任意で当該ポジションを決済する場合がありますのでご注意ください。契約の終了事由の主なものは、次のとおりです。

- ① 支払い不能の状態であることが合理的に認められる場合
- ② お客様の責めに帰すべき事由により、当社からお客様への連絡が不能となった場合
- ③ 死亡した場合、又は心身機能の低下その他の事由により、本取引の継続が困難若しくは不能となった場合
- ④ お客様が取引口座の閉鎖を申し出られた場合

Chapter 2-12. 資産の保全

当社は、お客様からお預かりしている資産をファースト信託株式会社において、当社の固有財産と区分し、信託財産として管理しています。当社の信用状態が悪化し、支払い不能の状態となった場合には、ファースト信託株式会社から受益者代理人へ直近の信託額算出時点での信託財産が返還され、お客様に帰属する区分管理必要額に応じて按分された金額が、受益者代理人を通してお客様に返還されます。ただし信託による管理は、取引自体の元本を保証するものではなく、ファースト信託株式会社は資産の管理のみを行い、お客様の資産の返還を保証するものではありません。また、区分管理必要額は営業日ごとに算定していますが、当該算定を行った日から 2 営業日後に差替えを行うため、算定日における区分管理必要額と信託財産の金額は一致しません。当社では、算定日から差替え日までの間のお客様の資産は、金融庁長官の指定する金融機関において当社の固有財産とは区分して管理しております。

Chapter 2-13. 特定投資家

当社では、金融商品取引法第 2 条第 31 項の定めにかかわらず、お客様からのお申し出が無い場合、特定投資家ではないものとして、取り扱わせていただきます。

Chapter 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為

当社は金融商品取引法による規制対象商品である店頭 FX 取引の受託等（一般顧客を相手方として店頭 FX 取引を行い、若しくは一般顧客のために店頭 FX 取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う行為をいいます。以下同じ。）に関して、下記の禁止行為を遵守します。

1. 店頭 FX 取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭 FX 取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関し、お客様に対して虚偽の事項を告げる行為
2. お客様に対し、不確実な事項についての断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭 FX 取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭 FX 取引契約締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけ、店頭 FX 取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）
4. 店頭 FX 取引契約締結につき、その勧誘に先立ち、お客様に対して、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭 FX 取引契約締結につき、お客様があらかじめ当該店頭 FX 取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭 FX 取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭 FX 取引契約締結又は解約に関して、お客様を不快にさせるような時間帯に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭 FX 取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補てんするため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭 FX 取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
9. 店頭 FX 取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本書面交付に際し、本書面内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭 FX 取引契約を締結する目的に照らし、当該お客様が理解するために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭 FX 取引契約締結又はその勧誘に関し、重要事項につき誤解を招く表示をする行為

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

12. 店頭 FX 取引契約について、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約束させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 店頭 FX 取引契約締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴力的行為若しくは脅迫的行為
14. 店頭 FX 取引契約に基づく店頭 FX 取引行為をすることその他の当該店頭 FX 取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 店頭 FX 取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金その他の保証金を虚偽の相場を利用すること。その他不正手段により取得する行為
16. 店頭 FX 取引契約締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭 FX 取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭 FX 取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、店頭 FX 取引をする行為
19. 金融商品取引又はこの受託等について、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数、価格（デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項）のうち同意が得られないものについて、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者等がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により締結するものを除きます。）
20. 店頭 FX 取引行為について、お客様に対し、当該お客様が行う店頭 FX 取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引によって発生し得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似の行為をすること
21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭 FX 取引を含みます。22 において同じ。）について、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）は金融庁長官が定める額（想定元本の 4%。22 においても同じ。）に不足する場合、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連デリバティブ取引について、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）は金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
23. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

24. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。）
25. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

■ Chapter 4. 会社概要

当社の概要について

【商号】

EZ インベスト証券株式会社

【本店】

〒106-0044 東京都港区東麻布二丁目 22 番 5 号 ベルス麻布 2 階

代表電話：0120-205-810 FAX：(03)5572-7742

【設立年月日】

平成 17 年 3 月 16 日

【事業内容】

金融商品取引業（第一種金融商品取引業）

【登録番号】

関東財務局長（金商）第 156 号

【資本金】

3 億 1,350 万円（平成 29 年 6 月 28 日現在）

【代表者】

代表取締役 ヨアブ ケイダー

【加入している金融商品取引業協会】

日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

【お取引に関する各種お問い合わせや苦情等】

カスタマーサポート

フリーコール 0120-205-810（当社営業日の午前 9 時～午後 5 時）

【ADR 機関】

お客様は、以下の機関による苦情処理、紛争解決の枠組みの利用を行うことが可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話 0120-645-005（月曜日～金曜日 祝日等を除く 午前 9 時～午後 5 時）

<http://www.finmac.or.jp/>

■ Chapter 5. 取引用語

店頭 FX 取引においてよく用いられる用語は以下のような意味を有します。但し、当社との間の取引に関して、取引契約約款又は本取引説明書において別途定義されている場合には、その定義された意味を有するものとします。また、他社との間の取引においても、異なる意味で以下の用語が用いられている可能性がありますので、お客様の責任にてご確認ください。

【ビッド(Bid)】

金融商品取引業者等が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申し出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。(⇔アスク)

【アスク (Ask)】

金融商品取引業者等が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申し出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。(⇔ビッド)

【インターバンク市場 (インターバンクしじょう)】

金融機関同士の取引を行う市場のことです。この市場の取引参加者は金融機関、大手証券会社などです。参加者は、直接又は間接（仲介：ブローキング）に通貨を取引します。インターバンク市場では、東京・ロンドン・ニューヨークを世界の三大市場とといいます。

【受渡決済 (うけわたしけっさい)】

先物取引やオプション取引をその原商品とその対価の授受（店頭 FX 取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取ること）により決済する方法をいいます。

【売りポジション (うりぼじしょん)】

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。(= 売り建玉：うりたてぎよく)

【買いポジション (かいぼじしょん)】

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。(= 買い建玉：かいたてぎよく)

【カバー取引 (かばーとりひき)】

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭 FX 取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭 FX 取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭 FX 取引をいいます。

【機関投資家 (きかんとうしか)】

生命保険会社や信託銀行・年金基金・ヘッジファンド等と呼ばれます。

【クロス取引 (クロスとりひき)】

ドルを介さない為替取引のことです。クロス円といえは円を中心とした取引（EUR/JPY や GBP/JPY、又は CHF/JPY など）を意味し、クロス EUR と言えは、EUR を中心とした取引（EUR/JPY や EUR/GBP など）を意味します。

【差金決済 (さきんけっさい)】

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

【ショート】

ある通貨の売り持ちの状態を言います。ドル円で「ドルショート」という場合は、ドル売りのポジションを表します。(⇔ロング)

【ロング】

ある通貨の買い持ちの状態を指します。ドル円で「ドルロング」という場合は、ドル買いのポジションを表します。(⇔ショート)

【スポット】

為替市場においては直物取引を指し、取引日から 2 営業日後が決済日になります。

【スリッページ】

お客様ご利用の端末と当社取引システム間の通信時間差及びお客様の注文を受注後の当社取引システムにおける約定処理に時間を要することにより、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。特に、重要経済指標発表又はその他政治、経済情勢の影響等、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催、週末のクローズ価格から週初のオープン価格の間に乖離が大きい場合、スリッページが予想外に拡大する場合があります。

成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

【ツー・ウェイ・プライス】

売値と買値の両方を同時に提示することを意味します。

【デイ・トレード】

同日内に、ポジションの新規保有及び決済する取引のことです。イントラデイ・トレードとも呼びます。

【テクニカル分析（テクニカルぶんせき）】

過去の価格の推移など、いわゆる市場内部的要因のデータを統計的に分析して、相場の方向性を予測する手法のことをいいます。

【特定投資家（とくていとうしか）】

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができません。

【店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）】

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらず行われるデリバティブ取引をいいます。

【値洗い（ねあらい）】

ポジションを、市場価格の変化に伴い、時価評価する手続きをいいます。

【ファンダメンタル分析（ファンダメンタルぶんせき）】

価格形成を左右する要因の中で、基礎的な要因となるものを分析する手法です。

【ヘッジ取引（ヘッジとりひき）】

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

【約定日】

取引が成立した日のことです。

【両建て（りょうだて）】

同一の商品の売りポジションと買いポジションを同時に持つことをいいます。

【レバレッジ】

テコの原理のことです。レバレッジを効かせることにより、少額の資金でより大きな資金の取引ができます。

【ロスカット】

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客のポジションを強制的に決済することをいいます。

【ロールオーバー】

店頭 FX 取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションの決済期限を翌営業日に繰り越すことをいいます。

以 上

制定 平成 27 年 9 月 29 日

改定 平成 28 年 1 月 4 日

改定 平成 28 年 9 月 12 日

改訂 平成 29 年 7 月 20 日